

◎新潟県公安委員会告示第123号

運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により、運転免許取得者等教育を行う者から次のとおり代表者の氏名を変更した旨の届出があった。

令和4年11月4日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

運転免許取得者等教育を行う者の名称	運転免許取得者等教育に使用する施設の名称	代表者の氏名		変更年月日
		変更前	変更後	
株式会社新発田自動車学校	新発田自動車学校	磯村 寅男	菊地 雄	令和4年9月26日
株式会社豊栄自動車学校	豊栄自動車学校	磯村 寅男	菊地 雄	令和4年9月26日